

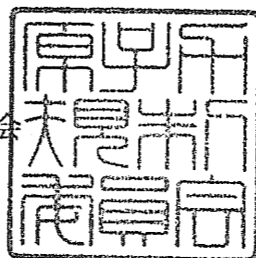


本件申請と「エネルギー基本計画」(平成30年7月3日閣議決定)との整合性を含め、同法第71条第2項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

原規規発第 2005135 号
令和 2 年 5 月 1 3 日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会



日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可に
関する意見の聴取について

上記の件について、平成26年1月7日付け2013再計発第506号(平成26年5月30日付け2014再計発第116号、平成26年8月29日付け2014再計発第258号、平成26年10月31日付け2014再計発第374号、平成26年11月28日付け2014再計発第416号、平成26年12月26日付け2014再計発第446号、平成27年2月4日付け2014再計発第589号、平成27年11月16日付け2015再計発第382号、平成27年12月22日付け2015再計発第439号、平成28年6月30日付け2016再計発第143号、平成29年5月9日付け2017再計発第73号、平成29年12月22日付け2017再計発第296号、平成30年4月16日付け2018再計発第38号、平成30年4月26日付け2018再計発第62号、平成30年6月28日付け2018再計発第98号、平成30年10月5日付け2018再計発第234号、平成31年3月8日付け2018再計発第379号、令和元年7月31日付け2019再計発第148号、令和2年3月13日付け2019再計発第370号、令和2年4月13日付け2020再計発第8号及び令和2年4月28日付け2020再計発第31号をもって一部補正)をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第44条の4第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があった。

審査の結果、別紙のとおり同法第44条の4第3項において準用する同法第44条の2第1項各号のいずれにも適合していると認められるところ、本件申請は、新規制基準施行後、再処理の事業に係る初めての変更許可申請でもあり、

我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方

平成30年7月31日
原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法にのっとり、「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持し、厳に平和の目的に限り行われてきた。我が国は、我が国のみならず最近の世界的な原子力利用をめぐる状況を俯瞰し、プルトニウム利用を進めるに当たっては、国際社会と連携し、核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、下記方針に沿って取り組むこととする。

記

我が国は、上記の考え方に基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない。

1. 再処理等の計画の認可（再処理等拠出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認する。
2. プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組む。
3. 事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。
4. 研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する。
5. 使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施する。

加えて、透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととする。

※六ヶ所再処理工場は2021年度上期、MOX燃料加工工場は2022年度上期に竣工を計画。

おさか維新の会は、きょう申し上げたような立場で、これからもしっかり頑張っていくことをお誓い申し上げて、質問を終わります。

○高木委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高木委員長 この際、本案に対し、山際大志郎さん外三名から、自由民主党、民進党・無所属クラブ、公明党及びおさか維新の会の四派共同提案による修正案が提出されており、提出者から趣旨の説明を求めます。落合貴之さん。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○落合委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民進党・無所属クラブ、公明党及びおさか維新の会を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、附則第十六条において、改正後の新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるための年限を、この法律の施行後五年を経過した場合から、この法律の施行後三年を経過した場合に改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高木委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

○真島委員 私は、日本共産党を代表して、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、東電福島原発事故の痛苦の経験後もなお、破綻済みの核燃料サイクル政策を、国の関与を強めることにより、一層推進する仕組みをつくるものだからです。

法案は、原発の再稼働に伴って発生する全ての使用済み燃料の再処理事業費を将来にわたって確保するため、現在の積立金方式を拠出金制度に変えようとするものです。

これは、再処理事業とその関連事業の着実な実施、すなわち、核燃料サイクル政策の継続、原発の維持存続策にほかなりません。

しかし、これでは、原発の運転で生まれる核のごみの処分問題や、再処理により増加する余剰プルトニウムの問題を、今よりも深刻化するだけで、解決するものにはなりません。

「もんじゅ」に代表される高速増殖炉サイクルも、軽水炉でMOX燃料を使用する軽水炉サイクル、プルサーマル計画も、既に破綻しています。

肝心の六ヶ所再処理工場そのものが、これまでに二十三期も失敗するなど、まさに八方塞がりではありませんか。政府はこのことをはっきりと認め、核燃料サイクルから直ちに撤退すべきです。

反対理由の第二は、今後の再処理事業や関連事業にかかる費用の全体像を国民に示さないまま、将来発生する使用済み燃料の再処理に加え、MOX燃料加工工場の運転や解体費まで、電気料金という形で国民にツケを回そうとするものだからです。

六ヶ所村の再処理工場はたび重なる竣工延期に伴い、施設の建設工事だけでも当初見込みの約三倍にまで膨れ上がっています。再処理事業そのものの実現の見通しはついておらず、事業費が当初の見込みから増大することは明らかです。

ところが、政府は質疑の中でも、再処理事業やその関連事業の総事業費の全容を明らかにしませ

ませんでした。際限ない国民負担を強いるものであり、到底容認できません。

なお、自民党、民進党、公明党、おさか維新の会提出の修正案は、これまで述べた法案の問題点を解決するものではないため、賛同できません。

今政治がやるべきは、核燃料サイクルの土台である日米原子力協定をきっぱりと廃棄することにも、原発ゼロの日本を願う国民世論にこたえて、原発から撤退する道を決断すべきであることを最後に指摘し、反対討論といたします。(拍手)

○高木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高木委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、山際大志郎さん外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○高木委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、山際大志郎さん外二名から、自由民主党、民進党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○本村賢一委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるように柔軟性を確保すること。そのため、将来的に状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、政府は責任を持って、本法案についても見直しを検討し、必要な措置を講ずること。

また、本法附則第十六条の規定に基づく見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

二 核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、すでに発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。

三 プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、政府は原子力事業者に対して、この原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこの方針に反する再処理等事業の実施中期計画を認可法人が策定した場合には、経済産業大臣はこれを認可しないものとする。

四 認可法人が策定する再処理等事業の実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原

子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴くものとし、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断するものとする。

五 再処理事業が及ぼす影響は、地域振興から国際安全保障に至るまで幅広いため、事業の推進に際しては、事業を総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること。

六 使用済燃料の貯蔵能力の強化や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定を巡る課題の解決に向け、国がその責任と役割をより一層明確にしながらかつ確に対応すること。

また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであり、政府の積極的かつ責任ある関与のもと、乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力の拡大を進めるものとする。

七 使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理事業について、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携して進められるよう留意すること。

八 安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めていくためには、これまで蓄積されてきた再処理等に係る人材・技術等を散逸させることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再処理事業者に対する使用済燃料再処理機構による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理や民間企業の活力発揮を損なうことのないよう留意すること。また、従事者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。

九 我が国の核燃料サイクル政策の推進に責任を有する国は、その責任を果たすため、電力小売全面自由化により競争が進展し、また原

子力依存度が低減していく中においても、認可法人が使用済燃料の再処理等を適正に実施できるよう、適切に関与すること。その際、我が国のエネルギー政策と整合して一体的に推進されるよう、認可法人に対し十分な指導監督を行うこと。

十 電力システム改革以降の競争の進展や原子力依存度の低減など新たな環境下においても、原子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規制基準への対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対応が可能となるよう、事業環境の整備について、今般の制度的対応を進めると並行して検討を行い、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、原子力損害賠償支援機構法附帯決議並びに改正電気事業法(第三弾)附帯決議等を踏まえ、電力小売全面自由化により小売事業者間競争が進展する中における国と事業者の責任分担や発電事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検討を行い必要な措置を講ずること。

十一 過去に発生した使用済燃料の再処理等に要する費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討し、その積算に係る具体的な考え方を明らかにするとともに、適時その検証を行うこと。

なお、原子力事業者における事業環境の変化等の個別事情も十分踏まえて、納付方法の変更等に可能な限り柔軟に対応すること。

また、経済産業大臣の認可を要する認可法人の設立にあたり必要となる事業計画書の記載事項については、使用済燃料の再処理等の実施及び拠出金の収納等の業務に関する事項のほか、財務に関する事項及び安全対策に関する事項を含めること。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、林経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林経済産業大臣。

○林国務大臣 ただいま御決議のありました本案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりますと考えております。

○高木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高木委員長 次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
原子力発電における使用済燃料の再処理等のた

めの積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第十六条中「五年」を「三年」に改める。